

個人タクシー事業者研修会実施要項

1. 目的

個人タクシー事業者として、関係法令等の知識の習得と適正な経営及び安全輸送、サービス向上等、適切な街頭営業により、利用者利便を増進しもって公共輸送の責務と自覚を高めることを目的として、関東運輸局東京運輸支局長推薦の研修として実施する。

2. 受講対象者

許可期限更新事業者「該当事業者の代務運転者を含む」とする。期限更新者については、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下本会という。）からの受講者名簿を参考に、所属する団体において掌握した者。

3. 受講費用

研修教本及び期限更新手続きに要する経費については、会員で一括取り纏め、所定の期日までに本会に納入すること。

4. 開催日

開催日程表は本会から、事前に各会員宛配付する。

これに基づき会員は、所属する該当事業者に通知すること。

5. 欠席

欠席する事由がある場合は前もって、所属団体を通じ本会に通知のうえ、次回の開催日に出席すること。

なお、1期限更新期ごとの開催日程の間に一度も出席出来なかった場合には次期期限更新期（半年後）の開催日程の間に出席すること。これに正当な理由なく欠席した場合には、本会は当該事業者が所属する東個協理事長又は都営協理事長へ、それぞれの規約に基づく処置を要請し、当該団体はその結果を本会に報告するものとする。

また、本会は、正当な理由なく欠席した旨を東京運輸支局に報告するものとする。

東個協・都営協以外の団体に所属している事業者については、正副会長会議の決定に基づき処置するものとする。

6. 服装等

研修会の受講に際しては、事業者としての自覚を持ち、きちんとした清潔な服装（ワイシャツ・ネクタイ着用、ポロシャツやオープンシャツ等は不可。）・履き物（サンダル履き等は不可。）に限る。

7. 誓約書の取扱い

(1) 研修会の受付

研修会会場で、立会役員から受講者としてふさわしくない服装である旨の指摘を受けた事業者については、次回以降の研修会では事業者としての自覚を持ち、きちんとした清潔な服装（ワイシャツ・ネクタイ着用、ポロシャツやオープンシャツ等は不可。）・履き物（サンダル履き等は不可。）で出席する旨の誓約書(別紙 1)を提出することにより、受講できるものとする。

また、過去に誓約書（別紙 1）を提出している事業者であっても、受付の際にその事業者の誓約書（別紙 1）提出が 2 回目以上であることを確認することは現実的に困難であるため、従来通り誓約書（別紙 1）を提出することにより受講することができることとする。

誓約書(別紙 1)を提出しない事業者は研修会を受講することは認めない。

(2) 誓約書の確認

研修会終了後、協会において過去に誓約書の提出があるかどうかの確認をする。

(3) 誓約書提出 2 回目

誓約書（別紙 1）の提出が当該事業者の過去 5 回の研修会において、2 回目の事業者は、団体長と連名で自筆による誓約書（別紙 2）を一定期間内に提出するものとする。なお、この誓約書（別紙 2）の提出がない場合は研修会を欠席扱いとする。

(4) 誓約書提出 3 回目以上

誓約書（別紙 1）の提出が当該事業者の過去 5 回の研修会において、3 回目以上の事業者は、事業者としての自覚を持ち適切な街頭営業に努めるとの観点から、当該事業者が所属する東個協理事長又は都営協理事長へ、それぞれの規約に基づく処置を要請し、当該団体はその結果を本会に報告するものとする。東個協・都営協以外の団体に所属している事業者については、正副会長会議の決定に基づき処置するものとする。

(5) その他

誓約書(別紙1)の提出回数は、平成 15 年 4 月 22 日以降に提出されたものから数える。

8. その他

(1) 講師に対するヤジ・暴言、及び講義中における大声での私語・携帯電話の使用並びに飲酒での受講等は、講師及び周りの受講者への迷惑となるので禁止する。

なお、これら行為について注意に応じない者については、退場（未受講とする。）させることとする。

(2) 本要項に定めていない不測の事態については、正副会長会議において定めるものとする。

[附 則]

1. 本要項は、平成15年2月21日第9回理事会にて承認。
2. 本要項の改廃は、理事会において行う。
3. 本要項は、平成16年2月20日第8回理事会にて一部改定実施する。
(第7項、第8項)
4. 本要項は、平成18年1月18日第7回理事会にて一部改定実施する。
(第1項、第5項)
5. 本要項は、平成23年7月19日第2回理事会にて一部改定し、平成23年10月1日から実施する。(第5項、第7項)
6. 本要項は、平成24年5月24日第8回理事会にて一部改定し、平成24年7月1日から実施する。(第5項、第7項)
7. 本要項は、平成24年9月19日第3回理事会にて一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。(第2項、第3項、第4項)
8. 本要項は、平成25年9月19日第7回理事会にて一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。(第3項、第4項)
9. 本要項は、平成26年1月20日第10回理事会にて一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。(第5項、第7項)

(別紙 1)

令和 年 月 日

一般社団法人東京都個人タクシー協会
会 長 殿

誓 約 書

私は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の個人タクシー事業者研修会において、協会立会役員から受講者としてふさわしくない服装である旨の指摘を受けました。次回以降の個人タクシー事業者研修会出席の際は、事業者としての自覚を持ち、きちんとした清潔な服装（ワイシャツ・ネクタイ着用、ポロシャツやオープンシャツ等は不可。）・履き物（サンダル履き等は不可。）で受講することを誓約致します。

団 体 名 _____

許 可 番 号 _____

氏 名 _____

【全文自筆にてお書き下さい】

見本

一般社団法人東京都個人タクシー協会
会 長 殿

誓 約 書

私は、一般社団法人東京都個人タクシー協会の個人タクシー事業者研修会において、過去に協会立会役員から受講者としてふさわしくない服装である旨の指摘を受け、次回以降の研修会では事業者としての自覚を持ち、ワイシャツ・ネクタイ等を着用して受講することを誓約したにもかかわらず、今般、令和____年____月____日の研修会において再度指摘を受け、2回目になる誓約書を提出し受講いたしました。

今後の研修会に際しては二度とこのようなことがないように、事業者としての自覚を持ち、きちんとした清潔な服装（ワイシャツ・ネクタイ着用、ポロシャツやオープンシャツ等は不可。）・履き物（サンダル履き等は不可。）で受講することを改めて誓約いたします。

なお、誓約書提出が3回目に該当した場合には、どのような処分を受けても異議の申し立てをいたしません。

令和 年 月 日

団 体 名

許可番号

事業者名

㊞

《 確 認 》

令和 年 月 日

団 体 名

責任者氏名

㊞